

## 夏の夜のイルミネーション・ライトアップ事業業務委託に関する質問と答えについて

Q 公園内またはステージにオブジェを設置することは可能か。

A 設置については、歩行者や自転車の支障とならないようにする、景観に配慮する、樹木等を傷つけないようにするなどの基本的事項に加え、本事業で公園を完全に占有しているわけではないので、他団体が公園を使用する際に支障とならないようにしてもらう必要があります。ステージについても同様です。

その上で、オブジェの仕様や安全性など個別具体の様態について公園管理者との協議で問題がなければ、設置は可能かと考えています。

Q イルミネーション・ライトアップの運営時間内で環境音楽を流すことは可能か。

A 本事業で公園を完全に占有しているわけではないので、音楽の様態や音量、実施時間について制約を受ける場合がありますが、公園管理者との協議で問題がなければ一定の範囲で可能かと考えています。

Q 旭川河川敷～河川敷下の遊歩道へは照明機材の設置は可能か。

A 河川敷下の遊歩道は河川に近接し、出水期や豪雨期で水かさが増えることが想定されるため、常設的な設置は認められません。設置の際は毎日、設営・撤収が必要となります。

河川敷も同様であり、さらに、河川敷の堤体を傷つけることはできませんので、設置にあたっての杭打ち等は禁止となります。



Q 月見橋や鶴見橋の通路への投影は可能か。

また、橋の手すりへのイルミネーションや照明機材の設置は可能か。

A 手すりへのイルミネーションの巻き付け等は、緊急時の取り外しが可能であり、また、ドライバーを眩惑させるものでなければ、道路管理者、警察との協議の上で設置は可能かと考えています。

手すりへの照明機材の設置と通路への投影については、機材の大きさや設置方法、路面への投影状況によっては安全上の問題があるため、個別具体の様態について道路管理者や警察との協議が必要となります。

Q 鶴見橋の車道と歩行車道の間スペースに照明機材や行燈などの設置は可能か。

A 縁石部分と車道側の欄干部分（ガードレールに準じる部分）の間のスペースは、通常人が通行することは考えられないので、歩行者・自転車・自動車に接触しない、固定されていて歩道や車道に転倒しない、ドライバーを眩惑させない、その他いたずら防止などの個別具体の様態について道路管理者や警察との協議が必要ですが、設置は可能かと考えています。



Q 飲食イベントの際に出店者から出店料を徴収し、運営経費に充当する事は可能か。

A 出店料の徴収により、事業規模が大きくなり、実施可能なことが増えるのであれば、問題ありません。